

第五次近江八幡市行政改革実施計画

《 改 訂 版 》

平成21年4月 改訂

近 江 八 幡 市

目 次

第五次行政改革実施計画の策定方針等	2
1. 策定方針	
2. 基本方針	
3. 行政改革実施計画の期間	
4. 進行管理・公表	
5. 実施計画の改定	
6. その他	
・地域の創造を可能にする新しい自治システムの確立を目指した改革	3
(1) 地域協働の推進	
・健全で勢いのある財政運営を目指した改革	4
(1) 経費の節減等財政の健全化	4
予算規模の適正化	
税等収納率の向上	
受益者負担の適正化	
補助金等の整理、廃止・統合	
業務の再編・整理、廃止・統合	
(2) 歳入の確保	7
新たな歳入の確保	
公有財産の有効活用と処分	
(3) 給与の適正化等	8
給与の適正化	
福利厚生事業の点検・見直し	
(4) 指定管理者制度の活用	9
(5) 民間委託・民営化の推進	10
(6) 地方公営企業の経営健全化	11
病院事業	
水道事業	
(7) 第三セクター等の見直し	11
(8) 特別会計の健全化	11
(9) 経費節減等の財政効果	12
・広域的な視点を持った政策運営と広域行政の推進を目指した改革	13
・新しい自治を担う行政組織と人づくりを目指した改革	13
(1) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	13
(2) 定員管理の適正化	14
(3) 人材育成の推進	14
(4) 公正の確保と透明性の向上	15
(5) 電子自治体の推進	15

第五次行政改革実施計画の策定方針等

1. 策定方針

国は、地方分権を一層推進するためには、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であり、地方公共団体が総力を挙げて行財政改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たし、各団体の取組状況を比較可能な形で分かりやすく示すことが必要であるとし、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(「新地方行革指針」)」、平成18年8月に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を示し、行政改革に積極的に取り組むよう要請し、地方行政のより一層のスリム化を求めています。さらに「平成21年度予算編成の基本方針」の中で、平成21年度予算においても、国の取り組みと歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営を求め、一層積極的な地方行革に取り組むことを示しております。また、平成21年度4月1日より、「地方公共団体財政健全化法」が全面的に施行され、平成20年度決算から法適用されることを踏まえ、一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や地方公社・第三セクターの状況について、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態を含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての確に分析した上で、総合的な財政健全化に取り組むことも求めています。

そのような中、本市においては、国や県の財政構造改革、少子高齢社会の到来、地球環境問題など地方自治体を取り巻く社会経済環境の急激な変化に対応するために、これまで以上に行政改革への積極的な取り組みが重要となっています。このことから近江八幡市経営改善計画を平成18年11月に近江八幡市経営改善基本計画として改定し、財政の健全化に向けた取り組みの方向を示したところであります。しかし、地方分権一括法が施行されて以来、国や県から権限が移譲され身近な行政が自主的・自立的に担えるようになった一方で、「市行政が関与する必要があるのか。」「市税や市の財産が有効に活用されているか。」などを基本に従来の行政施策を見直し、行政と市民との役割分担のあり方、行政の諸活動の説明責任、行政能力の向上、独自性などが求められています。

本市の取り組むべき優先課題は、行政のリストラクチャリング()を進めるために、定期的な業務評価を基に見直すべきところは果敢に見直し、少子・高齢社会や価値観の多様化に伴う成熟社会に対応した「子どもの幸せ、安全安心なまち」、「少子・高齢化や社会の成熟化に対応したまち」、「もっと元気で住みよいまち」の実現に向けた施策には積極的に取り組む必要があります。

これらの変化に対応するため、第五次近江八幡市行政改革大綱の趣旨を踏まえつつ、効率的・効果的な行政運営と財政の健全化を目指し、平成21年度、第五次近江八幡市行政改革実施計画(以下「第五次行政改革実施計画」という。)の最終年度として、その成果の見直しを行うため改訂を行います。

リストラクチャリング(構造を改革すること。特に、企業が不採算部門を切り捨て、将来有望な部門へ進出するなど、事業内容を変えること。企業再構築、合理性を高める再編成のこと)

2. 基本方針

第五次行政改革実施計画では、行政改革大綱に基づき次の4つの柱を基本方針とします。

- ・地域の創造を可能にする新しい自治システムの確立を目指した改革
- ・健全で勢いのある財政運営を目指した改革
- ・広域的な視点を持った政策運営と広域行政の推進を目指した改革
- ・新しい地方自治を担う行政組織と人づくりを目指した改革

3. 行政改革実施計画の期間

平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

4. 進行管理・公表

第五次行政改革実施計画に掲げた目標を達成できるよう推進するとともに、進行管理は定期的に外部組織である近江八幡市行政改革推進委員会と内部組織である近江八幡市行政改革推進本部において行い、公表します。

5. 実施計画の改定

第五次行政改革実施計画の期間中において、社会情勢の変化や行政改革の進行状況に応じた新たな取り組みを加えるなど、必要に応じて行政改革実施計画の改訂を行います。

6. その他

財政効果額については、期間中における効果額を示しています。

ただし、業務・補助金等の再編・整理、統合・廃止分(実施計画「別表」)については、取り組みを実施することにより発生する効果額を示しています。

【 .地域の創造を可能にする新しい自治システムの確立を目指した改革】

行政の最適な規模と能力を実現するために、これまでの市民と行政の関係を根本的に見直し、新しい自治システムとして、市民と行政のそれぞれの役割を明確にすることと協働関係の確立を目指した行政改革を進めます。

改革を進めるにあたっては、次の視点を重視します。

政策形成過程の初期段階(問題の抽出、課題の設定段階)において住民参加を積極的に進めるシステムの構築を目指します。

従来の行政の役割を見直し、市民の役割が拡大するような見直しを行う場合には、市民が自らの役割を認識し、納得して協力できるよう取り組みます。

行政が有していた権限や権能のうち、市民が自ら住む地域に責任を持って関わられるために必要な権限など付与する自治体内分権について検討するとともに、市民や地域に移譲できるものについては、順次移譲を進めます。

行政は市民に権限等を移譲した後も、必要とされる役割等については、サポートできる体制を確立していきます。

(1) 地域協働の推進

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	最終目標【目的】	年度目標				
					17	18	19	20	21
1	パートナーシップによるまちづくり	まちづくり支援課	市民と行政による協働のまちづくりのルール化を内容とした自治基本条例の制定とともに、協働によるまちづくりを実現するための啓発を行う	市民と行政による協働のまちづくりを実現する	検討	一部実施	一部実施	一部実施	実施
2	NPOとの協働のまちづくり	まちづくり支援課	NPOと行政との協働のルールを策定し、全庁的な取り組みを図る NPOの活動支援体制の充実を図る	NPOの活動支援体制の充実を図り、行政とNPOとの協働のまちづくりを目指す	検討	検討	検討	一部実施	実施
3	学区の身近な自治システムの形成	まちづくり支援課	学区自治システム及び学区公民館のあり方を見直し 行政と市民の役割分担を明確にするとともに、学区まちづくりを推進するための体制を整備する	学区の自治コミュニティ活動を住民自らが担えるようになることを目指す	検討	検討	検討	一部実施	一部実施
4	行政のサポート体制の整備	各担当課	各分野において市民が自主的に活動を展開する際、市民と行政の役割を明確にし、市民が必要とする役割について行政がサポートできる体制を整備する	自主的活動団体の育成と支援の充実	検討	検討	検討	一部実施	一部実施
5	外国人相談体制の充実	まちづくり支援課	ボランティアやNPOと協働した支援体制を構築する 外国籍市民への全庁的な支援体制の整備を図る	外国人の相談のための支援体制の充実を図る	一部実施	一部実施	一部実施	実施	→
6	災害などの有事の際の協働体制の構築	生活安全課	全自治会において自主防災組織が設立されるよう取り組む 有事の際に初期行動体制がとれるよう地域のリーダーを養成する	地震・火災・水害等の緊急時に備え、自主防災組織を設立し、初期行動体制を整える	実施				→
7	生涯学習推進体制の確立	三世代交流課	近江八幡市生涯学習社会づくり構想を改定し、中央公民館体制の充実を図る 地域の人材を育成し、地域課題の解決につながる生涯学習推進体制を確立する	生涯学習推進支援の確立			検討	検討	一部実施

【 健全で勢いのある財政運営を目指した改革】

住民福祉の向上のために、行政の担うべき役割を明確にしながら、歳入・歳出の改善・改革に取り組んでいます。さらに、改革を進めるにあたっては、市民や企業・事業者の理解を得るために、次のようなことを前提条件として踏まえ取り組むことが重要です。

行政が費用対効果の意識を持ちながら最大限の節約努力と市民へ周知すること。
 財政の透明性を高め、市民が容易に財政状況を知ることができる仕組みを構築すること。
 魅力やメリットを感じさせるまちであること。
 全ての人が負担の能力や受益に応じて、税や料金を適正かつ公平に負担すること。

健全な財政運営を目指した行政改革を進めるにあたっては、次の視点を重視します。

近江八幡市の核となる政策を明確にし、施策の重点化を図った予算編成。
 一律横並びの削減ではなく、それぞれの部署で目標を設定し、達成できた場合には新しい取り組みを可能にするというような仕組みの検討。
 地域や市民の自主性を生かすシステムの構築にむけた検討。
 市民が市の財政状況を把握しやすくするための仕組みづくりや公表の仕方の工夫。
 施策評価を導入し、市の取り組みの成果や市税の使いみちを市民が確認できる仕組みづくり。
 新しい収入源の模索。

(1) 経費の節減等財政の健全化

予算規模の適正化

本市の財政状況が危機的な状況に陥ると予想されることから、自治体経営の視点に立った財政運営を進めていくために経営改善計画を策定し、財政の健全化に向けた取り組みを進めています。この計画の進行管理を行うとともに、予算規模の適正化に向けた取り組みを進めます。

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	最終目標【目的】	年度目標					
					17	18	19	20	21	
1	経営改善計画の進行管理	財政課	経営改善計画の進行管理を行う 経営改善計画を行政改革実施計画とリンクさせるために、改定する	財政の健全化を図る	実施					→
2	予算枠配分制度の導入	財政課	各担当部局ごとに予算を配分し、各部の裁量に基づき業務活動を実施することができる 予算編成方式に変更する。	予算規模の適正化を図る	試行	実施				→

税等収納率の向上

少子高齢社会の進展や景気の長期低迷等の影響によって、地方自治体の歳入の根幹である税収を確保することが重要な課題となっています。税負担の公平性を確保するために、納税意識の高揚を図る啓発や納入方法の検討など収納率向上にむけての取り組みを進めます。

特に、納め忘れ等に対する早期対応により滞納を防ぐ取り組みを重視するとともに、口座振替制度を奨励する等納付者の利便性の向上を図ります。

また、税等の徴収体制の充実を図るための取り組みを進めます。

期間中の財政効果額 約 308,000千円

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	最終目標【目的】	年度目標					
					17	18	19	20	21	
1	市税の収納率の向上	収納課	収納率の向上(現年分収納率 98%)を目指す	税負担の公正を確保する	実施					→
2	国民健康保険料の収納率の向上	保険年金課	収納率の向上(現年分 93%)を目指す	国民健康保険事業の安定運営を図る	実施					→
3	介護保険料の収納率の向上	介護保険課	収納率の向上(普通徴収現年分 収納率 91.29%)を目指す	介護保険事業の安定運営を図る	実施					→
4	住宅使用料の収納率の向上	住宅課	収納率の向上(平成16年比較 5%アップ)を目指す	市民間の受益と負担の公平性の確保	実施					→

受益者負担金の適正化

使用料・手数料などの受益者負担金については、サービスに要するコスト縮減を図るための継続的な改善に努めるとともに、市民間の受益と負担の公平を確保することが重要です。

平成18年11月に策定した「受益者負担の基本的な考え方」に基づき、受益者負担の適正化を図ると共に、定期的な見直しに取り組みます。

期間中の財政効果額 約 775,000千円

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	最終目標【目的】	年度目標					
					17	18	19	20	21	
1	看護専門学校授業料の見直し	看護専門学校	看護専門学校の授業料を見直す	受益者負担金の適正化	検討	実施				→
2	ごみ処理手数料の見直し(事業所分)	環境課	事業所等から事業所活動によって生ずるごみ処理手数料を見直す	受益者負担金の適正化	検討	実施				→
3	火葬場使用料の見直し	環境課	新火葬場(さざなみ浄苑)の改築に伴い、使用料を見直す	受益者負担金の適正化	実施					→
4	健診負担金・実費弁償の見直し	健康推進課	基本健康診査本人負担金、ガン検診負担金、高齢者インフルエンザ予防接種実費弁償金の見直し	受益者負担金の適正化	実施					→
5	保育所入所負担金の見直し	幼児課	保育所入所負担金を見直す	受益者負担金の適正化	実施					→
6	市営観光駐車場の有料化	商工観光労政課	市営多賀観光駐車場、市営小幡観光駐車場の有料化に向け取り組む	受益者負担金の適正化	検討	実施				→
7	農業集落排水処理施設使用料の見直し	下水道課	農業集落排水処理施設にかかる下水道使用料を見直す	受益者負担金の適正化		検討	実施			→
8	住宅使用料の減免率の見直し	住宅課	公営住宅使用料に係る減免率を見直す	受益者負担金の適正化		検討	実施			→
9	幼稚園授業料の見直し	教育総務課 幼児課	幼稚園の授業料を見直す	受益者負担金の適正化				検討	検討	

補助金等の整理、廃止・統合

補助金・負担金については、個々の補助対象事業について必要性、有効性等について(業務の点検・評価の際)検証を行い、終期を設定するなど、縮減に努めます。

平成18年11月に策定した「補助金等の見直し方針」に基づき、補助金の適正化を図るため補助金制度の見直しを進めます。

財政効果額 約 313,000千円

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	効果見込	年度目標				
					17	18	19	20	21
1	負担金の見直し	各担当課	廃止・統合 21件	効果額 約 38,000千円					
2	補助金の見直し	各担当課	廃止・統合 100件	効果額 約 277,000千円					
			再編・整理 10件	効果額 約 2,000千円					

見直し対象補助金等については、「別表」を参照してください。

業務の再編・整理、廃止・統合

行政が行っている業務について、平成17年12月に策定した「公共サービスの行政関与および民間委託等に関する指針」に基づき継続的に行政の関与(公的関与)のあり方を点検・検証し、業務の再編・整理、廃止・統合に取り組みます。

財政効果額 約 337,000千円

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	最終目標【目的】	年度目標				
					17	18	19	20	21
1	業務の点検・評価	各担当課 財政課	行政の関与のあり方を点検・検証する 「目的・成果」を基準に業務を体系的に整理しながら今後の方向性を探る	業務の継続的な改善を図る 業務の見直しを図る	実施				→
2	業務の見直し	各担当課	廃止・統合 68件	効果額 約 192,000千円					
	【別掲】 業務の見直し	各担当課	地域総合センターの廃止(別掲)	(別掲) 同和対策事業 の見直し (総効果額 約 303,000千円) 効果額に関しては、 平成21年度までを想定するとともに、 人件費を含んでいます			検討	実施	→
		人権施策課	隣保館の廃止・統合(用途廃止・用途変更)				検討	実施	→
		子ども支援課	児童館の廃止・統合(用途休止・用途変更) 「子どもセンター」の設置				検討	実施	→
		教育振興課	教育集会所の廃止・統合 (用途廃止・用途変更)				検討	実施	→
	高齢・障がい生活支援センター	老人憩いの家の廃止・統合 (用途休止・用途変更)			検討	実施	→		
	業務の見直し	各担当課	再編・整理 27件	効果額 約 145,000千円					

見直し対象業務については、「別表」を参照してください。

(2) 歳入の確保

新たな歳入の確保

本市の歳入は、市税が全体の39.6%(平成18年度決算)を占めており、今後、国や県の財政構造改革等により、さらに比重が大きくなっていく見込みです。こうしたことから、安定した財源を確保することが、より安定した公共サービスの提供につながるため、新たな歳入を模索します。

また、新たな歳入を確保するために近江八幡市広告事業実施要綱、広告事業掲載基準及び広告事業事務処理要領を定め、市有財産を活用した広告料収入を確保します。

期間中の財政効果額 約 17,000千円

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	最終目標【目的】	年度目標					
					17	18	19	20	21	
1	新たな歳入の模索	管財契約課	現在の市広報等の広告料収入以外での新たな歳入の確保に向けた取り組みを進める	安定した財源確保の一助とするとともに、取り組みをとおして職員の意識改革につなげる		検討	一部実施	実施		→

公有財産の有効活用と処分

公有財産の有効活用を図るために、事業の計画変更等によって将来の利用目的が薄れた土地や、処分可能な財産については、有償貸与や売却を進めます。

期間中の財政効果額 約 301,000千円

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	最終目標【目的】	年度目標					
					17	18	19	20	21	
1	公有財産の処分	管財契約課 住宅課	全ての公有用地を精査し、公有用地処分計画を策定のうえ、計画的に売却を進める	歳入の確保		検討	実施			→

(3) 給与の適正化等

給与の適正化

給与制度については、これまでも人事院勧告に準じて改正を行い、定員管理の適正化と併せて人件費の総額抑制に努めてきました。国では、平成18年度から約50年ぶりに給与制度を抜本的に見直す給与構造改革を実施しており、本市も基本的にはこの給与構造の改革に準じて給与制度を見直しています。今後も人事院勧告等に準じた給与制度の見直しを進めていく予定です。

給与制度の改正

給与制度については、職務と職責がより明確化された給料表のあり方を検討するとともに、平成17年度人事院勧告で出された給与構造の改革について、その趣旨を踏まえた給与制度となるよう取り組みます。

給与水準の適正化に向けた計画期間内の取組内容

- ア) 平成17年度に勤続20年以上の長期勤続者にかかる退職手当支給率を引き下げました。
【最高限度支給率 「60.99月」 「59.28月」】
- イ) 平成17年から市長の給与を10%～5%を削減、副市長及び教育長の給与を5%～3%削減する経過措置を実施します。
- ウ) 平成18年4月1日から行政職で55歳を越える職員の昇給抑制を行いました。
- エ) 平成18年度から、人事院勧告に基づき給料水準を平均4.8%引き下げました。
(現給保障の経過措置有)
- オ) 平成18年度から幼稚園教諭に適用する給料表を教育職給料表から行政職給料表に移行し、昇給率を抑制するとともに、教職調整額を一律7,500円に引き下げました。
- カ) 管理職手当の支給率を削減する経過措置を実施します。
【削減内容 (平成17年度～ 8%～ 10%) (平成19年度～ 16%～ 20%)】
- キ) 地域手当の支給率を引き下げます。
【削減内容 (平成17年度 3.0% 2.0%)
(平成19年度 2.0% 1.5%)
(平成20年度 1.5% 1.0%)
(平成21年度 1.0% 0.0%)】
- ク) 計画期間内に特殊勤務手当等の見直しを行う。
- ケ) 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針を平成20年3月31日に策定・公表します。

福利厚生事業の点検・見直し

職員の福利厚生事業は、市の財政状況等を考慮したものであるべきであり、事業内容の透明性を確保しながら、継続的に事業内容の見直しに取り組みます。

期間中の財政効果額 約 25,800千円

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	最終目標【目的】	年度目標																							
					17	18	19	20	21																			
1	福利厚生事業の見直し	総務課	職員互助会の事業内容を見直し、縮小を図る。 職員(会員)の会費額と市からの補助金額のあり方を引き続き見直す。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掛金(会費)と補助金の割合の見直し</td> <td>1:1</td> <td>1:0.9</td> <td>1:0.7</td> <td>1:0.7</td> <td>1:0.7</td> </tr> <tr> <td>掛金率の引き下げ(千分率)</td> <td>4.7</td> <td>4.2</td> <td>4.2</td> <td>4.0</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table> 市職員福利厚生事業補助金交付要綱並びに互助会事業内容の見直しを行い、平成21年度から公費補助の削減(45%)を実施します。	年度	16	17	18	19	20	掛金(会費)と補助金の割合の見直し	1:1	1:0.9	1:0.7	1:0.7	1:0.7	掛金率の引き下げ(千分率)	4.7	4.2	4.2	4.0	4.0	経費の削減	実施					→
年度	16	17	18	19	20																							
掛金(会費)と補助金の割合の見直し	1:1	1:0.9	1:0.7	1:0.7	1:0.7																							
掛金率の引き下げ(千分率)	4.7	4.2	4.2	4.0	4.0																							

(4) 指定管理者制度の活用

全ての公の施設について、管理のあり方を検証し、公の施設におけるサービスの向上と管理経費の節減を図るために、指定管理者制度の活用を進めていきます。

また、指定管理者制度の導入にあたっては、平成17年4月に策定した「指定管理者制度導入に係る指針」に基づき検討します。

なお、公の施設の管理運営については、平成18年11月に策定した「公の施設の管理運営に関する方針」に基づき検討します。

期間中の財政効果額 約 179,000千円

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	最終目標【目的】	年度目標					
					17	18	19	20	21	
1	指定管理者制度の導入		「近江八幡市指定管理者制度に係る指針」に基づき、効率的な管理運営、利用者の視点に立った管理運営の検証のもと、導入を図る	住民サービスの向上 行政コストの縮減 施設機能のさらなる向上	検討	実施				
		情報政策課	マルチメディアセンター (平成21年選定 指定期間:3年)		検討	実施				
		三世代交流課	駅南総合スポーツ施設 (平成21年選定 指定期間:5年)		検討	実施				
		生活安全課	駅北口東側自転車駐車場 (平成21年選定 指定期間:3年)		検討	実施				
		商工観光労政課	白雲館 (平成21年選定 指定期間:3年)		検討	実施				
		子ども支援課	子どもの家 (平成21年選定(6施設 3施設) 指定期間:3年)		検討	実施				
		農政課	沖之島漁港 (平成21年選定 指定期間:3年)		検討	実施				
		農政課	農村広場(2施設) (平成21年度より、地元無償貸与)		検討	実施				貸与
		地域福祉課	総合福祉センター (平成21年選定 指定期間:3年)		検討	実施				
		まちづくり支援課	共同浴場(2施設) (平成21年選定 指定期間:1年)		検討	実施				
		農政課	舟だまり(5施設) (指定期間 : 4年6ヶ月)		検討	実施				
		人権施策課	いきいきふれあいセンター (平成21年選定 指定期間:2年)		検討	実施				
		商工観光労政課	勤労者福祉センター (指定期間 : 4年)		検討	実施				
			(平成21年4月 23施設 18施設 導入)							

(5) 民間委託・民営化の推進

行政の関与が必要な業務であっても、費用対効果や効率性、行政責任の確保、法令との整合性、受託能力などを総合的に勘案しながら多様な公共サービス提供の実施主体を検討する必要があります。

業務の点検・評価の際に、民間委託の可能性を探り、「公共サービスの行政関与および民間委託等に関する指針」に基づき民間委託・民営化を進めていきます。

【民間委託】

期間中の財政効果額 約 129,000千円

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	最終目標【目的】	年度目標					
					17	18	19	20	21	
1	福祉バス運転業務	地域福祉課	福祉バス運転業務を委託する	安定したサービスの提供と経費の削減に繋げる	実施					→
2	ごみ収集業務の委託化	第2クリーンセンター	現在、直営により収集している新聞、雑誌の資源ごみと燃やせないごみ及び粗大ごみの収集業務を委託する	収集業務の効率化と住民サービスの向上を図るとともに、ゴミの減量化に繋げる	検討	実施				→
3	学校給食(調理業務)	学校教育課	小学校における学校給食(調理業務)を随時民間委託に切替えていく	民間のノウハウを活かし、衛生管理等の充実を図る	検討	準備	一部実施	一部実施	一部実施	
4	スクールボートの運航手法等の見直し	教育総務課	中学生の利便性を確保しながら、効率化を図れる通学手段を検討する	スクールボートの運航手法等の見直し	検討	検討	検討	検討	実施	

【民営化】

期間中の財政効果額 約 209,000千円

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	最終目標【目的】	年度目標					
					17	18	19	20	21	
1	保育所の民営化	幼児課	多様化する保育ニーズに対応するために民間のノウハウを活用する 効率的な保育運営を目指す	待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応等子育て支援の充実を図る	検討	準備	準備	実施		→

(6) 地方公営企業の経営健全化

経済性の発揮を基本としながら、住民福祉の向上を目指し、地方公営企業として病院事業と水道事業に取り組んでいるところです。両事業とも経営の総点検を行いながら、事業運営の基本方針、事業計画、経営基盤強化への取り組み等を中期経営計画で明らかにし、経営の健全化を積極的に進めます。

病院事業

近江八幡市立総合医療センターは、東近江地域の中核病院として、平成18年10月新病院として開設し、救命救急センターやICU(集中治療室)・CCU(冠疾患集中治療室)等の設置による救急医療の充実、周産期医療、回復期リハビリ病棟の設置など急性期病院としての機能強化を図るとともに、地域医療連携と高度な医療サービスの提供を目指しております。

しかしながら、公立病院を取り巻く経営環境は、非常に厳しい状況が続いており、公営企業として効率的・安定的な経営を行う中で、充実した医療サービスを市民の皆様様に提供することが重要であります。

そのような中、PFI方式による新たな経営形態を採用して以来、非常に厳しい経営状況が続き、平成20年1月「病院あり方検討委員会」の提言を受け、早期に経営健全化に向けた方策を見出し、効率的・安定的な経営を積極的に進めるためにPFI契約を解除し、平成21年4月から直営委託方式に切り替え、地方公営企業法の全部適用による運営を行うこととなりました。今後、「近江八幡市立総合医療センター病院改革プラン」に基づき、職員一丸となって経営改善に向けた取組を行い、充実した医療サービスと安定的な経営基盤の確立に向け取り組みを進めてまいります。

水道事業

市民にとって欠くことのできないライフラインである上水道は、より安全で安心できる水道水を安定的に供給しなければならない事業です。

経営面では、長引く景気の低迷による企業などの大口需要者の使用量の低下や下水道の普及に伴う節水意識などから供給量が年々減少する傾向にあります。

このようなことから平成15年度に「水道事業会計経営改善策の取り組み」を策定し、経費削減と事業の効率化・合理化に取り組んできました。

平成18年1月に策定した「中期経営計画」及び平成19年に策定した「近江八幡市水道事業経営健全化プラン」の実践により、経営健全化の取り組みを進めています。

(7) 第三セクター等の見直し

時代の要請に応じて設立された第三セクターは、公共サービスの提供に大きな役割を果たしてきたところですが、社会経済状況の変化に伴い、その設立趣旨や役割、運営状況等から、今後の存在意義を再検討し、関与のあり方等について見直しを図っていきます。また、経営改善を推し進め、効率的で健全な経営体制の確立に努めます。

市の出資比率が25%以上の法人等

名 称	出資比率
近江八幡市土地開発公社	100.0%
財団法人 近江八幡市国際協会	100.0%
財団法人 近江八幡市人権センター	100.0%
財団法人 ハートランド推進財団	48.0%
財団法人 近江八幡地域勤労者福祉サービスセンター	28.8%

(8) 特別会計の健全化

【公共下水道事業、農業集落排水事業、国民健康保険、老人保健事業、介護保険事業(保健事業勘定)、介護保険事業(サービス事業)、介護認定審査会共同設置事業、後期高齢者医療などの特別会計】

特別会計にあたっては、それぞれの事業の性質に応じた効率的な運営を図るとともに、独立採算を基本とした健全経営に努めます。

(9) 経費節減等の財政効果

実施期間中における財政効果額は次のとおりです。ただし、病院事業・水道事業は除きます。

歳入関係		(単位:千円)
項目	主な内容	財政効果額
税等の徴収対策	市税・国民健康保険料・介護保険料 ・住宅使用料収納率の向上	308,000
使用料 手数料 の見直し等	看護専門学校授業料 ごみ処理手数料(事業所分) 火葬場使用料 健診等負担金・予防接種実費弁償金 保育所入所負担金 市営観光駐車場使用料 農業集落排水使用料・住宅使用料	775,000
新たな歳入確保	広告料	17,000
未利用財産の 売り払い等	普通財産の売却	301,000
合計		1,401,000

支出関係			財政効果額		
項目	主な内容		財政効果額		
人件費削減	職員削減 (議員含む)	議員数 4人	73,000		
		職員分	830,000		
		合計	903,000		
	退職者不補充			180,000	
		嘱託・臨時・派遣職員等の活用	退職不補充に伴う業務補助	180,000	
	給与削減等	職員	給料	給与構造改革	138,000
			手当	給与構造改革 管理職・期末勤勉・調整(地域)手当削減(H21年支給なし)	283,000
		三役等特別職	給料	市長(10%~5%) 副市長・教育長(5%~3%)削減	16,000
		計		437,000	
	その他			26,000	
	うち福利厚生事業	職員互助会への補助金(H21年 補助金削減)		26,000	
	民間委託・民営化による削減	福祉バス運転業務・ごみ収集業務(新聞・雑誌の資源ごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ)・保育所の民営化		338,000	
指定管理者制度導入による削減額	マルチメディアセンター・駅南総合スポーツ施設・駅北口東側自転車駐車場・白雲館・総合福祉センター・共同浴場(2施設)・いきいきふれあいセンター・勤労者福祉センター		179,000		
合計			1,703,000		

【負担金・補助金等および業務の再編・整理、廃止・統合】
取り組みを実施することによる財政効果額は次のとおりです。

項目	主な内容	財政効果額
負担金・補助金等の見直し	補助金等の整理、廃止・統合	313,000
事務事業の整理等	業務の再編・整理、廃止・統合	337,000
合計		650,000

【 広域的な視点をもった政策運営と広域行政の推進を目指した改革】

歴史的、地理的なつながりを基盤に、社会、経済の様々な側面でつながりの深い東近江地域の市町とは、共通課題解決にむけ連携した取り組みを推進し、行政の効率化を徹底するために合併について検討していきます。

広域行政の推進を目指し、次の視点を重視した取り組みを進めていきます。

業務の効率化、サービスの高度化、専門性の観点から、今後も広域的対応を進めるため、東近江行政組合の役割について精査します。

ごみ処理をはじめとする環境問題、介護保険等の福祉サービス等、専門性を必要とする業務については、引き続き広域的対応を積極的に検討します。

広域的な危機管理体制の確立を目指します。

まちづくりや行政運営の考え方を共有でき、将来の政策の可能性が広がるという観点から、合併について検討します。

	取組項目	所課	取組内容	最終目標【目的】	年度目標					
					17	18	19	20	21	
1	し尿処理事業の広域化	環境課	し尿・浄化槽汚泥処理を東近江地域とともに広域で行う	し尿処理の広域化	検討	実施				▶
2	広域行政の推進	合併準備室	広域的な行政区域の中で、効率的な行政経営のあり方(合併)を模索する	効率的な広域行政の運営			検討	検討	検討	

【 新しい自治を担う行政組織と人づくりを目指した改革】

行政改革を実現するためには、行政組織と人材育成が、直接・間接に関わりをもつ重要な要素であることを踏まえ、組織力の向上を目指した取り組みを進めます。

(1) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

時代の要請に的確に対応できる組織・機構の整備に向け、効率的かつ円滑な行政の推進を目指し、新たな行政課題や市民ニーズに即応した施策を機動的、機能的に展開できるよう、簡素・効率化を基本とした組織の総合力を高めていきます。

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	最終目標【目的】	年度目標					
					17	18	19	20	21	
1	マネジメントサイクル(PDCA)の確立	各担当課 総務課 財政課	ISO(国際標準化機構)規格に基づき、業務活動の現状を評価・分析し、マネジメントサイクルにより次年度以降の計画の立案へとつなげていく仕組みを構築する	効率的な行政運営	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	
2	ワンストップ・パーミティング体制の構築	総務課	開発などの許認可事務の窓口一元化に平成16年度より取り組んでいるが、さらに、横断的な連携の充実と窓口設置場所の確保等サービス向上につながる取り組みを進める	許認可業務の事前相談・具体的な協議等を組織の横の連携を密にすることにより、迅速かつ的確に対応し申請者の利便を図る	一部実施	実施				▶
3	保育所と幼稚園の効果的な運営	幼児課 子ども支援課	就学前教育のあり方の検討 実施計画の策定 既存施設の有効活用と職員の効果的な配置	保育所・幼稚園における子どもたちの望ましい集団活動を確保し、効果的な運営を目指す	検討	検討	一部実施	一部実施	一部実施	

(2) 定員管理の適正化

定員管理の数値目標(平成17年4月1日～平成22年4月1日)

数値目標の基本的な考え方

厳しい行財政状況と行政需要の多様化・高度化の中、行政組織の一層の効率化、合理化に努め、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、限られた職員数の中で、質の高い行政サービスの提供と、社会経済情勢及び多様な住民ニーズに的確かつ迅速に対応できる体制を目指します。そのため、これまで以上に職員の定員管理(職員数)の適正化への取り組みを強化し、効果的・効率的な行政運営を推進していきます。

目標達成のための取り組み

- ア) 柔軟かつ効果的に対応できる組織・機構の構築に努めます。
- イ) 常に事務事業の見直しを図り、統廃合や縮小の徹底を図ります。
- ウ) 民間委託の推進、指定管理者制度の導入、IT化の更なる推進によるスリム化を目指します。
- エ) 非常勤職員や臨時的任用職員、派遣社員の活用を図るなど、退職者数の推移をみながら、基本的には新規採用の停止もしくは抑制に努めながら、総定員の抑制を図ります。
- オ) 市民病院や水道等の公営企業については、中長期的な視点で経営の健全化に努めます。

適正化目標と年次計画

【市全体職員数計画】

平成17年4月1日現在職員数 1,056人 平成22年4月1日における職員数 1,007人

(5ヵ年で49人の減)

(基準日：毎年4月1日)

項目	計画前年度	計画期間の状況(人)						期間内計(B)-(A)	
	H16	H17(A)	H18	H19	H20	H21	H22(B)	人数	適正化率
計画職員総数	1,052	1,056	1,052	1,082	1,058	1,037	1,007	49	4.64%
実績職員総数	1,052	1,056	1,052	1,045	1,016	1,007	-	-	/
一般行政・教育部門	579	583	572	544	522	514	-	-	
企業会計(水道・病院)部門	473	473	480	501	494	493	-	-	
水道事業部門	18	18	18	18	17	16	-	-	
病院事業部門	444	455	462	483	477	477	-	-	

職員数には、公営企業部門(病院事業・水道事業・介護保険事業等の特別会計部門)、特別行政部門(教育委員会等)を含んでいます。

(3) 人材育成の推進

職員の意識改革を含め、人を育てる職場環境づくりを目指し、組織力の向上につながる取り組みを推進します。

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	最終目標【目的】	年度目標				
					17	18	19	20	21
1	人材育成の推進	総務課	人材育成基本方針の見直しを検討し、効果的な研修を推進する。 人事評価制度導入に向け、人事評価制度策定検討委員会を設置し、制度素案を策定。平成21年度から全庁的に試行します。 職員の育成と意欲向上につながる人事評価制度の確立に向け、検討する。	組織力の向上	検討	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施

(4) 公正の確保と透明性の向上

本市では、開かれた行政の実現と市民から信頼される行政運営を目指し、市民への説明責任を果たすことが重要であるとの認識のもとに、行政情報については情報公開条例を制定し、積極的に情報公開に努めてきました。また、広く市民に関連する計画、条例等を定める際には、案の段階から市民に公表し、それに対する意見等を募集し政策に反映していく制度(パブリックコメント制度)を平成15年6月から導入し、市民との協働の市政の推進を図っています。
今後、これまで以上に行政活動の透明性を向上させるために、適切な情報を積極的に提供していきます。

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	最終目標【目的】	年度目標					
					17	18	19	20	21	
1	行政改革実施計画の進行管理	財政課	行政改革の取組内容をできる限り数値目標を掲げ、成果などを住民にわかりやすく公表する 行政改革大綱(考え方)等を庁内・外に周知する 庁内の推進体制の強化を図る	効果的・効率的な行政運営	策定	実施				

(5) 電子自治体の推進

情報セキュリティを強化し、情報技術(IT)の積極的な活用による市民サービスの向上や新たな行政運営の仕組みを構築することで、効率的・効果的な行政運営を図ります。

	取組項目	担当部・課	取組内容【改革方針】	最終目標【目的】	年度目標					
					17	18	19	20	21	
1	戸籍事務の電算化	市民課	戸籍事務の電算化を行う	市民サービスの向上と効率的で正確な事務処理を行う	実施					
2	情報セキュリティポリシー(*注)の策定と運用体制の確立	情報政策課	庁内の情報資産の把握とリスク分析をし、情報セキュリティポリシーを策定する 職員のセキュリティ意識の向上を図り、運用体制を確立する	情報資産の適切な管理	検討	実施				

*「情報セキュリティポリシー」とは、情報資産を守るためのルールを文書化したものです。

改 訂 履 歴	
期 日	備 考
平成18年(2006年) 3月	第五次 近江八幡市行政改革実施計画策定
平成19年(2007年) 3月	第五次 近江八幡市行政改革実施計画改訂 (一次改訂)
平成20年(2008年) 4月	第五次 近江八幡市行政改革実施計画改訂 (二次改訂)
平成21年(2009年) 4月	第五次 近江八幡市行政改革実施計画改訂 (三次改訂)